

KPMG Japan tax newsletter

イスラム金融に関する租税措置の導入

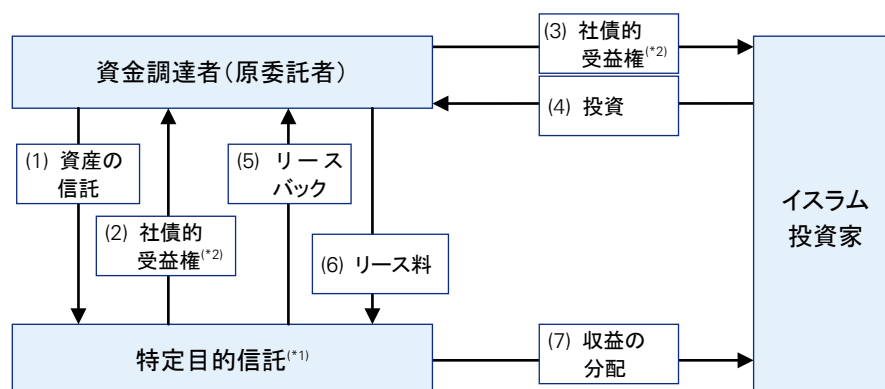


11 月 16 日、「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」(5 月 25 日公布)により行われた、資産の流動化に関する法律(以下、「資産流動化法」)、地方税法及び租税特別措置法等の一部改正が 11 月 24 日に施行されることが公表されました。

この改正により、利子の受領を禁じられているイスラム投資家が投資できるよう、出資型債券(イスラム債(スクーク))として、特定目的信託の社債的受益権に関する規定が整備され、税務上の特例が設けられました。

1. 社債的受益権の発行スキーム

金融庁が 2011 年度税制改正要望として掲げたイスラム金融に関する税制措置は、以下のようなスキームを想定しています。



(出処:2010 年 12 月金融庁「平成 23 年度税制改正について」)

(^{*}1) **特定目的信託**

資産流動化法第2条第13項に規定する特定目的信託(同法の定めるところにより設定された信託であって、資産の流動化を行うことを目的とし、かつ、信託契約の締結時において委託者が有する信託の受益権を分割することにより複数の者に取得させることを目的とするもの)

(^{*}2) **社債的受益権**

信託期間中の金銭の分配について、あらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権

今回の資産流動化法の改正により、社債的受益権について、社債との類似性を確保するための要件の追加が行われています。具体的には、資産流動化法第230条第1項第2号の改正により、社債的受益権を特定目的信託契約に定める場合には、元本があらかじめ定められた時期に償還されること、その社債的受益権に係る受益証券の権利者が権利者集会の決議(重要事項に係る決議を除く。)について議決権を有しないこと等の条件を付さなければならないこととされました。また、社債的受益権の発行要件であった、他の種類の受益権の発行義務が廃止されました。

なお、下記の2から4における社債的受益権は、資産流動化法第230条第1項第2号に規定する社債的受益権をいいます。

2. イスラム投資家の課税関係

日本に恒久的施設を有しないイスラム投資家について、原則として、特定目的信託の社債的受益権に係る課税関係は生じないこととされました。

(1) 剰余金の配当及び償還差益

非居住者又は外国法人が受ける、2013年3月31日までに発行された一定の振替社債の利子及び償還差益については、本人確認の手續等を要件として、所得税及び法人税が非課税とされていますが、この特例の対象範囲に、2013年3月31日までに発行された振替制度の対象となる社債的受益権の剰余金の配当及び償還差益が加えられました。

ただし、この特例は、社債的受益権の発行者(特定目的信託の原委託者)の特殊関係者が受ける、社債的受益権の剰余金の配当及び償還差益については適用されません。

(2) 譲渡益

外国法人が内国法人の株式を譲渡した場合において、下記のいずれかに該当するときは、その譲渡から生じた譲渡益には法人税が課されますが、特定目的信託の社債的受益権の譲渡益は課税対象から除外されることとなりました。

- (i) その外国法人が譲渡事業年度終了の日以前3年内のいずれかの時において、その内国法人の発行済株式の25%以上の株式を所有しており、かつ、その譲渡事業年度において、その内国法人の発行済株式の5%以上の株式を譲渡した場合
- (ii) その内国法人が不動産関連法人(その有する資産の価額の総額のうちに国内の土地・建物等の価額の占める割合が50%以上である法人)に該当する場合

なお、非居住者が特定目的信託の社債的受益権を譲渡した場合においても、その譲渡益は課税されません。

3. 特定目的信託の課税関係

特定目的信託は、その信託財産から生ずる所得に対して信託段階で法人税が課される法人課税信託とされており、特定目的信託の受託者である受託法人が納税義務者として、その所得について申告及び納税を行います。また、一定の要件を満たす場合には、その所得の金額の計算上、利益の分配の額を損金の額に算入することができますが、今回の資産流動化法の改正に伴い、その一定の要件が以下のように改正されました。

改正前	改正後
A. 特定目的信託の要件 次に掲げるすべての要件を満たすこと。 イ. 特定目的信託契約の届出が行われていること。 ロ. 次のいずれかに該当するものであること。 (1) その発行者による受益権の募集が取得勧誘であって、その受益権の発行価額の総額が1億円以上であるもの (2) その発行者が行った受益権の募集により受益権が50人以上の者によって引き受けられたもの (3) その発行者が行った受益権の募集により受益権が機関投資家(一定の適格機関投資家等)のみによって引き受けられたもの ハ. 受益権の50%超が国内募集であること。 ニ. その他政令で定める要件	A. 特定目的信託の要件 次に掲げるすべての要件を満たすこと。 イ. 特定目的信託契約の届出が行われていること。 ロ. 次のいずれかに該当するものであること。 (1) その発行者による社債的受益権の募集が取得勧誘であって、その社債的受益権の発行価額の総額が1億円以上であるもの (2) その発行者が行った社債的受益権の募集により社債的受益権が機関投資家(一定の適格機関投資家等)のみによって引き受けられたもの (3) その発行者が行った受益権(社債的受益権を除く。)の募集により受益権が50人以上の者によって引き受けられたもの (4) その発行者が行った受益権(社債的受益権を除く。)の募集により受益権が機関投資家(一定の適格機関投資家等)のみによって引き受けられたもの ハ. 受益権(社債的受益権を除く。)の50%超が国内募集であること。 ニ. その他政令で定める要件
B. 特定目的信託に係る受託法人の事業年度の要件 次に掲げるすべての要件を満たすこと。 イ. その事業年度終了の時ににおいて同族会社に該当しないこと。 ロ. その事業年度に係る利益の分配の額がその事業年度の分配可能利益の額の90%に相当する金額を超えていること。 ハ. その他政令で定める要件	B. 特定目的信託に係る受託法人の事業年度の要件 次に掲げるすべての要件を満たすこと。 イ. その事業年度終了の時ににおいて一定の同族会社(上記A.ロ.(1)又は(2)に該当する特定目的信託に係る受託法人を除く。)に該当しないこと。 ロ. その事業年度に係る利益の分配の額がその事業年度の分配可能利益の額(社債的受益権を発行している場合には、その金額から一定の金額 ^(*) を控除した金額)の90%に相当する金額を超えていること。 ハ. その他政令で定める要件

(*) 原則として、その特定目的信託の社債的受益権の元本のその事業年度終了の日における残高の5%に相当する金額から、その事業年度開始の日における利益積立金額に相当する金額を控除した残額

この改正は、2011年11月24日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます。

4. その他の関連改正

(1) 債券現先取引・証券貸借取引

外国金融機関等が、債券現先取引及び証券貸借取引につき支払いを受ける利子及び貸借料等は、一定の要件の下、非課税とされています。

この非課税の対象となる債券現先取引における債券及び証券貸借取引における証券の範囲に、2013年3月31日までに発行された振替制度の対象となる社債的受益権が加えられました。

(2) 金融機関等が支払を受ける社債的受益権の剰余金の配当

国内に営業所を有する銀行その他一定の金融機関又は金融商品取引業者等が支払を受ける、社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿に記載又は記録された公社債の利子で、その記載又は記録されていた期間内に生じたものについては、源泉徴収を要しないこととされています。

この特例の適用対象に、振替口座簿に記載又は記録された社債的受益権の剰余金の配当で、その記載又は記録されていた期間内に生じたものが追加されました。

(3) 登録免許税・不動産取得税

上記1で示したスキームにおいて、原委託者が、特定目的信託に信託していた財産をその特定目的信託に係る信託契約の終了の時に買い戻した場合には、一定の要件の下、登録免許税及び不動産取得税が免除されます。

KPMG税理士法人

〒106-6012
東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー
TEL:03-6229-8000
FAX:03-5575-0766

〒541-0059
大阪市中央区博労町3丁目5番1号 エブソン大阪ビル14階
TEL:06-4704-3188
FAX:06-4704-3962

〒450-0002
愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12 大名古屋ビル5F
TEL:052-569-5420
FAX:052-551-0580

www.kpmg.or.jp/tax
info-tax@jp.kpmg.com

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2011 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.